

⑦ 笠間市上水道転換支援事業補助金をご活用ください

問 上下水道お客さまセンター(笠間市矢野下 750:浄化センターともべ内) TEL 0296-87-2231

現在「飲用井戸」を利用している家庭が、上水道へ転換(接続)する際にかかる費用の一部を補助します。

補助対象者 ・現在「飲用井戸」を利用していて、上水道未加入の方
・令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 26 日までに、新たに市内で上水道へ転換・加入し、接続を完了(完了検査の合格)する方

補助金額 補助金の上限 合計 60,000 円
・水道加入金 1 件につき 30,000 円
・工事費用(配水管から量水器までの区間にかかる費用)1 件につき上限 30,000 円

申込方法 窓口で直接お申し込みください。詳しくはお問い合わせください。

⑧ 歳末たすけあい援護金を配分します

問・申 笠間市社会福祉協議会 本所(笠間市美原 3-2-11) TEL 0296-77-0730

笠間支所(笠間市石井 717) TEL 0296-73-0084

岩間支所(笠間市下郷 5139-1) TEL 0299-45-7889

「歳末たすけあい募金運動」でご協力いただいた募金から、援護を必要とする世帯へ自己申告方式により援護金を配分する事業です。

対象 令和 8 年 10 月 1 日現在で笠間市に居住し、世帯全員の市民税が非課税で、次のいずれかに該当する世帯

対象世帯	条件
準要保護	準要保護の認定を受けている世帯
身体障がい者(児) 知的障がい者(児) 精神障がい者(児)	身体障害者手帳 1 級所持者のいる世帯・療育手帳 ㊤・A 所持者のいる世帯 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者のいる世帯
ひとり親 (母子・父子)	ひとり親世帯で満 18 歳まで (満 18 歳到達後の最初の 4 月 1 日までの間にある)の子がいる世帯 ※親族等が同一敷地で暮らす世帯は対象になりません。
高齢者	75 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯・75 歳以上の高齢者のみの世帯 ※親族等が同一敷地で暮らす世帯は対象になりません。
要介護認定 4・5	要介護認定 4・5 の方がいる世帯

申込方法 印鑑、振込先口座が確認できるもの(通帳など)をお持ちのうえ、窓口で直接お申し込みください(代理申請可)。※笠間市社会福祉協議会ホームページをご確認ください。

配分方法 指定口座に入金されます。振り込みは、12 月 21 日(月)の予定です。

申込期限 11 月 6 日(金)

※対象世帯が 2 つ以上該当する場合でも、申請はいずれか 1 つとなります。

※生活保護世帯や施設入所者、長期入院者(6 か月以上)は対象になりません。

野犬にご注意ください。目撃した場合は決して近付かず
4 ページ 静かにその場から離れましょう。